

令和 2 年

第 4 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和2年 第4回 <u>定例</u> 臨時委員会 議事録			
委員会 日程			会場
開会日時	令和2年3月22日 午前 <u>後</u> 2時30分		佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和2年3月22日 午前 <u>後</u> 4時15分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			佐藤 辰夫
1番委員 佐藤 辰夫			仲川 正道
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
説明のため出席した職員			
教育総務課		社会教育課	
課長	渡邊 裕次	課長	粕谷 直毅
課長補佐	高野 久之		
総務係長	飯田 誠		
学校教育課		世界遺産推進課	
課長	山田 裕之	文化財室長	岩崎 成正
管理主事	濱田 晴明		
傍聴人	有 <u>無</u>		
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目		
議案第 16 号	佐渡市教職員住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第 17 号	佐渡市コーポハウス条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第 18 号	佐渡市外国語指導助手就業規則の全部を改正する規則の制定について	
議案第 19 号	佐渡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について	
議案第 20 号	佐渡市学校教育支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について	
議案第 21 号	佐渡市社会教育指導員規則を廃止する規則の制定について	
議案第 22 号	佐渡市社会体育施設使用料減免要綱の一部を改正する告示の制定について	
議案第 23 号	佐渡市佐渡学センター所長任用規程を廃止する訓令の制定について	
議案第 24 号	佐渡市博物館ビジョン検討懇談会の開催要項の制定について	
議案第 25 号	佐渡市文化財保護審議会委員の委嘱について	
議案第 26 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について	
議案第 27 号	佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について	
議案第 28 号	佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱について	
議案第 29 号	佐渡市中心の教育相談員の委嘱について	
議案第 30 号	佐渡市博物館協議会委員の委嘱について	
議案第 31 号	教職員の人事異動内申について	
議案第 32 号	佐渡市教育委員会職員の人事異動について	
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示の施行について 3 赤泊小学校等の地すべり対策工事について 4 令和 2 年度 佐渡市学校教育の重点について 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について 6 その他 	
次回会議開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後 2 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から令和 2 年第 4 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1 「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、佐藤委員と仲川委員の 2 名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。 ・ 日程第 2、議案第 16 号「佐渡市教職員住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法の一部改正により、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約を締結する場合、保証の上限となる極度額が定められていない個人の契約が無効となり、保証人に対して支払いを求めることができなくなります。教職員住宅の使用料にも本年 4 月 1 日から適用となるため、条例施行規則第 3 条の 3 に第 2 項を追加し、極度額の設定を行うものです。 ・ 額の積算は、県営住宅や市営住宅の例にならない、使用料の 12 か月分と一定の額の高い方の額とします。一定の額は、教職員住宅 7 施設 52 戸の平均使用料の 12 か月分です。入居請け書の様式は、極度額を記載するよう変更いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 16 号「佐渡市教職員住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第 3、議案第 17 号「佐渡市コーポハウス条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 16 号と同じく極度額の設定を行うものです。額の積算は、使用料の 12 か月分と一定の額の高い方ということで、コーポハウスは 3 施設 13 戸の平均使用料の 12 か月分ということで 35 万円に設定したものです。入居請け書の様式は、極度額を記載するよう変更いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどの議案第 16 号と同じ内容ですが、質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 ・山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・異議なしと認めます。 ・よって、議案第 17 号「佐渡市コーポハウス条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・日程第 4、議案第 18 号「佐渡市外国語指導助手就業規則の全部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本改正は、外国語指導助手が地方公務員の非常勤特別職から会計年度任用職員に身分が変わるため改正するものです。概要又は要旨に 3 点ほど修正箇所の概要を記してあります。改正箇所は多いのですが、基本はこの 3 点に集約されます。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対して質問、ご意見がありましたらお願いします。 ・発言なし ・質疑なしと認めます。 ・これより採決いたします。 ・本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・異議なしと認めます。 ・よって、議案第 18 号「佐渡市外国語指導助手就業規則の全部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・続いて、日程第 5、議案第 19 号「佐渡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・高野教育総務課長補佐 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この補助金は、家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園に就園する満 3 歳児から 5 歳児までの子どもをもつ保護者に対して、入園料と保育料の減免相応分を佐渡市から補助金として交付していたものです。補助対象は両津地区の海星幼稚園でしたが、平成 30 年 3 月をもって閉園になりました。よって、交付対象がなくなったことにより、それ以降、予算計上もしていないことから要綱を廃止するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・もう既になくなった海星幼稚園の補助金交付要綱が残っていたということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・高野教育総務課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほど教育長が佐渡市「しりつ」幼稚園と言われたものですから、混乱したのですが、これは「わたくしりつ」ということで間違いないですね。 ・「わたくしりつ」です。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市の私立です。よろしいですか。 ・発言なし ・質疑なしと認めます。 ・これより採決いたします。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 19 号「佐渡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第 6、議案第 20 号「佐渡市学校教育支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高野教育総務課長補佐 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この補助金は、市内の小中学校における主体的で創意工夫を生かした教育活動を支援する目的で、市内の小中学校に補助金として交付していたものです。しかしながら、平成 30 年度分の予算編成時に補助金としての支出形態ではなく、通常予算としての支出が適当であるとの判断から交付手段を変更したものです。平成 30 年度から補助金として支出していないことから今回廃止の提案をするものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 20 号「佐渡市学校教育支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第 7、議案第 21 号「佐渡市社会教育指導員規則を廃止する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 粕谷社会教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市社会教育指導員は、子どもを対象とした講座の企画や運営を担う方ですが、子どもを対象とした市民大学講座や家庭教育学級等の公民館講座が一定の役割を担っていることから、長らく不在の状況が続いていました。今後も配置する計画がないため規則を廃止するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 粕谷社会教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありますか。 ・ 指導員制度は、いつ頃まで生きていたのですか。 ・ 確認しないと即答できませんが、相当前ようです。実質的には、ほとんど機能していなかったという状況だと聞いています。 ・ 他に質問ありますか。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 21 号「佐渡市社会教育指導員規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 8、議案第 22 号「佐渡市社会体育施設使用料減免要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 粕谷社会教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の財政援助団体監査において、監査委員から国、県等が使用する際の減免根拠について、教育委員会作成の体育施設に関する Q & A により減免していたということが分かり、根拠が明確でないとの指摘を受けました。このため、減免の基準を要綱に反映させるため、佐渡市社会体育施設使用料減免要綱の一部を改正させていただくものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対し、質問、ご意見ございましたらお願いします。 ・ 一部要綱に抜けがあった部分と、監査指摘を受けて国及び県の部分を入れたというところですか。いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧対照表の旧の方に、抜けがあったということですが、表に記載の横棒が長過ぎたということでしょうか。下の方にはしっかり対象者が明示してあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 粕谷社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上の方はそうですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余計な線が入っていたから抜けてしまったのですか。 ・ 対比させるために下線を引いただけです。下線があったという意味ではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧表の仕切り線があったことで、上の方に減免対象が及ばなかったという意味ではないのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうではなくて、全く記載がなかった。議案書 49 ページに現行要綱があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜだろうね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 粕谷社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来何らかの形で記載されているべきところだったと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にありますか。 ・ 発言なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 22 号「佐渡市社会体育施設使用料減免要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 続きまして、日程第 9、議案第 23 号「佐渡市佐渡学センター所長任用規程を廃止する訓令の制定について」、事務局の説明を求めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 粕谷社会教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定に伴い、地方公務員法及び地方自治法関係条例の一部改正を12月議会で行いましたが、佐渡学センター所長任用規程は、会計年度任用職員の導入に当たり、市長部局において盛り込むということになりましたので、本規程を廃止するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第23号「佐渡市佐渡学センター所長任用規程を廃止する訓令の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ ここでお諮りします。議案第24号から議案第32号まで及び報告事項1は、人事及び個人情報に関する内容であることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ ありがとうございます。議案第24号から第32号まで並びに報告事項1は秘密会とすることといたします。 ・ 【秘密会】 ・ 議案第24号「佐渡市博物館ビジョン検討懇談会開催要項の制定について」、粕谷社会教育課長から説明する。 ・ 議案第25号「佐渡市文化財保護審議会委員の委嘱について」、岩崎文化財室長から説明する。 ・ 議案第26号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について」、山田学校教育課長から説明する。
	<p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第27号「佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」、粕谷社会教育課長から説明する。
	<p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第28号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱について」、山田学校教育課長から説明する。 ・ 議案第29号「佐渡市中心の教育相談員の委嘱について」、山田学校教育課長から説明する。 ・ 議案第30号「佐渡市博物館協議会委員の委嘱について」、粕谷社会教育課長から説明する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 31 号「教職員の人事異動内申について」、濱田管理主事から説明する。 ・ 議案第 32 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」、渡邊教育総務課長から説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 粕谷社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 1 「学校情報について」、濱田管理主事から説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 2 「一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示の施行について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市スポーツ協会から補助対象経費の追加について協議があり、「スポーツ競技の普及、振興及び競技力の向上に寄与する」ということで、補助金交付要綱の一部改正が認められましたので、その報告をさせていただくものです。 ・ 改正内容は、全国大会や国際大会に出場する選手又は団体に激励金を交付する補助、選手と指導者の育成強化のための講習会、講演会等の講習助成金を支給したいということで、追加記載しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今説明をいただきましたが、質問がありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項 3 「赤泊小学校等の地すべり対策工事について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤泊小学校グラウンドと赤泊保育園の間の法面について、かねてから地滑りの状況が見られ、対策工事の協議を進めてまいりました。令和 2 年度に県が地滑り対策工事を実施する見込みとなりましたので、その箇所を資料により説明します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見等ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 続きまして、報告事項 4 「令和 2 年度佐渡市学校教育の重点について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、佐渡市の最上位計画の「佐渡市将来ビジョン」に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包括しています。 ・ また、公共施設等総合管理計画を加え、教育委員会だけではなく、市全体の公共施設の総合的な管理計画を記載しました。 ・ 佐渡市の教育大綱及び教育振興基本計画を策定させていただき、これに基づいて学校教育、社会教育、地域との連携を図っていききたいというもの

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育総務課長 	<p>です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年策定の教育大綱、教育振興基本計画は、佐渡市の将来ビジョン、パブコメができておらず、最終的に確定していないので「暫定版」という形にさせていただいています。この後、学校現場にも暫定版ということでお知らせをするとともに、「学校教育の重点」というペーパーも学校現場の方に今月中にお渡ししたいというものです。 ・ 内容について、基本目標1は学力の育成と教育、基本目標2はキャリア教育やICT活用、基本目標3は中学校のエアコン、学校施設の耐震化、長寿命化、いじめの解消や不登校児童生徒への対応、基本目標6は家庭と地域の連携強化ということで記載しています。 ・ 評価及び目標とする数値は、新たな教育振興基本計画に示した令和6年度の目標を掲げています。 ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 報告事項5「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としましては、3月4日から小中学校を臨時休業する一方で、小学校1年生から3年生までの希望者を対象に臨時学校預かりを実施しています。毎日約200名前後の児童が利用しているという状況で、学校預かり時間が過ぎると学童保育を利用するという児童も相当数います。3月16日からは、図書の貸出しと返却に限定して図書館・図書室を、博物館等につきましては個人に限定して開館しました。 ・ 3月17日には臨時休業中の学校預かりの状況確認を市長と、教育委員を代表して佐藤委員と仲川委員から参加いただき、2校の現地確認をしました。小学校の取組としては、子どもが接近しないように席を交互に離して座っている。登校すると検温して、37.5度以上あるときは保護者に連絡する。課題は自分で考えて持ってくる。児童の出欠表を黒板に貼って、一目で利用状況が分かるようにしています。両学校とも中学校の介助員が小学校の方に応援に来ていました。両学校とも工夫しながら対策を講じている状況を確認しました。 ・ 中央図書館では、通常の貸出しは10冊までを20冊までに増やす、貸出し期間は通常2週間を3週間に延長するなど、頻繁に外出しなくてもいい対策が講じられていました。中央図書館は、通常1日に210名ほどの利用者ですが、この日は朝9時の開館から10時半ごろまでの間で約70名の利用があり、自宅にいるストレスなどがあつたのかなと感じて帰ってきました。 ・ 春休みとなる3月25日からは、児童生徒の関係者のみ、学校の校庭またはグラウンドの開放を認めることとなります。18日の県からの通知では、児童生徒の運動不足やストレスを解消するため、日常的な運動を安全な環境
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育総務課長 ・ 佐藤委員 	<p>のもとに行うよう児童生徒に指導すること、学校の校庭の開放を検討するなど運動する機会を確保してほしいという内容が書いてあります。佐渡市としてもこれを受けてしっかり対応したいというものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、中学校の部活動については、専門家会議において依然として警戒を緩めることはできないという見解からこれまでどおり、基本的には 31 日まで中止ということをお願いしています。この後も 26 日に対策本部を実施したいということで、国の専門家会議の方針あるいは感染症が終息に向かうか拡大するのか非常に先が見えないという状況ですが、佐渡市としてもしっかり対応していきたいと考えております。 ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 17 日に 2 人の教育委員から行っていただきましたので、追加がありましたらお願いします。 ・ 行かせていただいて、よかったですと思いました。実際 2 つのことをひしひしと感じたのですが、まず登校している児童、低学年の子どもたちは、一定の距離を置いて 1 日ずっと自主学習、又は読書をしている。1 日、2 日ならいいが、大変だなと思いました。そして、お昼を持ってきて、また午後 3 時までやる。それから、ほとんどの子どもが送迎バスで放課後の活動に行つて、また夕方までということで、今までのように一緒にゲームをしたりすることはできないだろうなと思いつながら、本当に大変だなと感じました。 ・ それから、職員の方にも声をかけたら、本来の教育活動、授業を含めてできないことは本当につらいと言っていました。それと同時に、もう一つは、各家庭も大変だろうなと。それと、子どもたちが本を読んだり、テレビをみたり、ゲームをしたりしているということですが、そちらの方も、もう喜びというよりも苦痛に感じている。何とか再スタートを早く切らせてやりたいなと実感しました。そして、個人差が出るだろうなと。これは最初にスタートの段階で地域の方やその他周りの方が懸念する言葉を発していました。学力差といいますか、家庭環境等々を含めて、長期間の活動が制限された中での生活で個人差が出る。それを実感しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に何か質問、ご意見ありますか。 ・ 適切な時期に 2 つの学校を見せていただいたと思います。スタート時点だと分からないことも、数日経っていろいろな特徴が出てきたのかなと考えています。2 つの学校それぞれがやれる範囲で努力されているということはよく分かりました。 ・ 1 つ目の学校は、子どもたちの体を動かすという視点が少ない気がしました。上手に体を動かしながら、心も明るくさせるという手法が必要と思いました。 ・ 2 つ目の学校は、子どもたちがとても明るく活動していましたが、活動の中で子どもの接触がすごく多いと感じました。良い悪いという意味ではありません。子どもはそういうものですから、やはり自由にさせるとお互い接触することがよく分かりました。また、両方の学校ともマスクをしている子

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 高野教育総務課長補佐 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育総務課長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 	<p>どもたちがとても少なかったことも確認できました。教頭先生に伺ったところ、マスクが不足していることを教えていただきましたので、ある程度納得はしましたが、新学期は、みんなでマスクをするように工夫してもらいたいと思います。心と体はリンクしていますので、上手に体を動かしながら、心をできるだけ明るく前向きにさせる手法を取り入れていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そして、こういうときに家庭学習の習慣が身についている子どもとそうでない子どもの大きな学力差が生まれてしまいます。場合によっては、地域差というのでしょうか、予備校とか塾が発達している地域では、学校が休みのときに予備校や塾が活躍するのです。そこで学力を補充しようという動きが起こりますが、佐渡はそういう動きは起こっていないと思いますので、しばらくすると地域差による学力差が明らかに見えてくるだろうと心配しています。4月から新年度に入りますが、状況をよく見ながら、是非より良い方向に学校を指導していただきたい。 ・ 他に質問、ご意見等ありますか。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、報告事項6「その他」です。事務局から何か説明ありますか。 ・ 5月28日の研修会のご案内です。会場が群馬県太田市で、5月ということですが、申込み締切りが4月6日ということで来月早々なものですから、今日皆様の中から2人お決めいただけるとありがたいです。 ・ ちなみに、教育委員会では年2回の研修に行っているのですが、もう一つの新潟県の連合会の研修会は日にちと会場だけ決まっています。7月10日の金曜日、会場は燕三条です。案内はまだ来ていませんので、また改めてということになります。 ・ それでは、他にありますか、事務局の方から。 ・ ありません。 ・ 委員の皆様から何かありますか。よろしいですか。 ・ 発言なし ・ では、日程第19の報告事項、これで終了になります。 ・ では、日程第20、次回会議の開催日について事務局の説明を求めます。 【4月24日金曜日午後2時30分から佐渡市教育委員会定例会を開催することを提案し、各委員の都合を聞いて調整した。】 ・ 以上で令和2年第4回佐渡市教育委員会定例会を終了いたします。 午後4時15分終了
--	---